

別表（第2条関係）

補助事業名	設備基準：サプライチェーン強化・再構築対応型企业向け設備投資補助									
補助事業の目的	産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（以下「条例」という。）に基づく、県内に進出等を行う企業の先端事業等に係る設備投資の軽減により、産業立地を促進し、もって地域経済の活性化と雇用の創出を図る。									
補助事業の対象となる者	<p>県内において立地促進事業等を行う者であって、次のいずれの要件も満たす者</p> <p>1 次に掲げる事業（以下「サプライチェーン対策事業」という。）のいずれかを行うものとして認定を受けた者（令和5年3月31日までに認定を受けた者に限る。）</p> <p>(1) 国外に有する生産施設において製造する製品又はこれに類する製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業</p> <p>(2) 国内の生産施設の稼働に必要な製品で国外からの輸入に依存している製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業</p> <p>(3) 医療機器、医薬品、医療用品その他県民の健康の保持及び増進を図るために必要な製品を、県内に生産施設を新設し、又は増設して製造する事業</p> <p>2 次のいずれかに該当する者</p> <p>(1) 土地を取得又は賃借（定期借地を含む。）する者で、当該土地の取得又は賃借開始後1年（当該土地を取得又は賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内にサプライチェーン対策事業に係る施設の建設に着手し、かつ当該事業に係る投資額（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から7号までに掲げる資産の取得に要する経費をいう。以下同じ。）が下表に定める金額以上の者</p> <p>(2) 既存建物を取得する者で、当該建物の取得後1年（当該建物を取得した者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内にサプライチェーン対策事業に着手し、かつ当該事業に係る投資額が下表に定める金額以上の者</p> <p>(3) 建物をリース・賃借する者で、当該建物のリース・賃借開始後1年（当該建物のリース・賃借する者の申出により、知事が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、2年）以内にサプライチェーン対策事業に着手し、かつ当該事業に係る投資額が下表に定める金額以上の者</p> <p>(4) 既に県内に立地している者であって、既存敷地においてサプライチェーン対策事業を行い、かつ当該事業に係る投資額が下表に定める金額以上の者</p> <table border="1" data-bbox="501 1655 1393 1852"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="501 1655 1035 1704">対 象 事 業</th> <th data-bbox="1043 1655 1393 1704">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="501 1715 740 1794" rowspan="2">サプライチェーン対策事業</td> <td data-bbox="748 1715 1035 1794">大企業</td> <td data-bbox="1043 1715 1393 1794">20億円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="748 1805 1035 1852">中小企業</td> <td data-bbox="1043 1805 1393 1852">10億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、促進地域にあつては、いずれも1億円以上。</p>		対 象 事 業		金 額	サプライチェーン対策事業	大企業	20億円	中小企業	10億円
対 象 事 業		金 額								
サプライチェーン対策事業	大企業	20億円								
	中小企業	10億円								
補助事業の対象となる経費	<p>サプライチェーン対策事業の認定を受けた日以後に、補助事業の対象となる者が、県内において行う立地促進事業等に必要な施設、設備等の設置（土地を除く）に係る経費。</p> <p>ただし、リース料、賃借料及び手数料は除く。</p>									

補助率	<p>施設、設備等の設置（土地を除く）に係る投資額の6%以内。 ただし、促進地域における施設、設備等の設置（土地を除く）に係る投資額については、10%以内。</p>
補助金の額	<p>予算の範囲内で以下に定める額</p> <p>原則 10 年均等分割 ただし、単年度 10 億円以内。 補助総額が 1 億円以上 5 億円未満の場合は 5 年分割、1 億円未満の場合は、一括交付。 なお、補助対象施設等を休止し、又は廃止（主な設備の撤去等を含む）したときは、県が認める範囲内で、休止し、又は廃止した年度以後の補助金の交付は行わないことができる。</p> <p><適用の特例> 同一企業の複数工場への支払いが、同時に発生する場合は、原則一企業・一エリア単年度 15 億円以内</p>
適用除外する条項	<p>—————</p>
その他の事項	<p>申請等の書類はすべて日本語で作成すること。</p>

別に定める事項

関係条項	内 容
第3条	(添付書類) 工場等施設概要(別表1)、誓約書(別紙1)
	(指定期日) 補助対象施設の操業開始後、6ヶ月以内
第7条第1項	(軽微な経費配分の変更) 建物、構築物及び機械等(機械及び装置、車両及び運搬具、工具、器具及び備品をいう。)の20%以内の経費の変更
	(軽微な事業内容の変更) 立地場所、建物種別(工場、研究所等)及び生産製品以外の変更
第8条第1項	(添付書類) 工場等施設変更概要(別表2)
	(指定期日) 変更のあった日から2週間以内
第11条	(添付書類) 投資額を確認する書類(領収書、振込依頼書等)
	(指定期日) 交付を決定した日の属する年度の3月31日まで ただし、実績が翌年度以降に継続するものは、各年度の3月31日まで
第15条第1項	(指定期日) 施設等の休止(廃止)予定日の30日前まで
第15条第2項	(指定期日) 施設等の休止(廃止)日から2週間以内